

申請及び届出等に係る押印等の見直しについて

1. 概要

国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」で重点取組事項として示されている「行政手続のオンライン化」に向け、また、手続きの簡素化を図るため、申請及び届出等に係る押印等の見直しを実施します。

2. 押印の見直しにおける基本的な考え方・基準

(1) 基本的な考え方

本人確認を付加する必要のない手続について、押印等を廃止する。

(2) 見直しの基準

○押印を廃止する手続

- 申請等について本人確認の必要性が低い手続
(例) イベント・施設使用申込み、継続的関係のある団体に関する補助金等
- 申請内容、添付書類等により提出者本人と確認・推定できる手続
(例) 本人確認書類の添付、提出者本人からの申請等と推定されるもの

○押印を継続する手続

- ア 法令等(法律、政令、省令、告示、通知等)に定められた手続
- イ 厳密な本人確認の必要がある手続
(例) 印鑑証明書の添付、融資・債務を誓約する手続、個人情報取扱の同意など
- ウ 書類提出者以外の第三者が作成する手続
(例) 委任状、承諾書、同意書など
- エ 契約関係手続(契約、覚書、協定等)
(例) 契約書、覚書、協定書など

3. 見直しの結果

見直しの結果	①記名押印	②記名押印または署名	③署名押印	計 (①+②+③)
押印廃止	1,110	313	7	1,430
押印継続	742	100	2	844
ア 法令等	265	42		307
イ 厳密な本人確認	138	32		170
ウ 第三者作成	171	14	2	187
エ 契約関係	168	12		180
計	1,852	413	9	2,274

※「記名」…氏名を記載すること 「署名」…自書すること

4. 今後の予定

条例により規定されているものについては、令和4年3月定例会において条例の一部改正を予定しています。(令和4年度より見直しを実施)

その他、規則・規程・要綱・要領等により規定されているものについては、速やかに規定の改正を行い、見直しを実施します。

○条例により規定されているもの

- ① 職員のサービスの宣誓に関する条例（宣誓書）
- ② 宇治市財務条例（出納検査[検査後、出納簿へ監査委員による署名押印]）
- ③ 宇治市固定資産評価審査委員会条例（審査申出書）